

改正 平成7年9月29日規則第71号 平成10年3月24日規則第22号
平成13年1月5日規則第1号 平成14年3月29日規則第22号
平成17年10月28日規則第118号

北海道立ウタリ総合センター条例施行規則をここに公布する。

北海道立アイヌ総合センター条例施行規則
題名改正〔平成14年規則22号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道立アイヌ総合センター条例（平成3年北海道条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成14年規則22号・17年118号〕

(入館の制限)

第2条 酒に酔っている者その他北海道立アイヌ総合センター（以下「アイヌ総合センター」という。）の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対しては、条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、入館を拒み、又は退館させることができる。

一部改正〔平成14年規則22号・17年118号〕

(入館者の遵守事項等)

第3条 入館者は、条例、この規則及び指定管理者の指示に従うほか、特に次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物、附属設備若しくはアイヌ総合センターが収集し、保管し、若しくは展示する資料（以下「アイヌ総合センター資料」という。）を汚し、若しくは損傷し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

2 指定管理者は、入館者が前項の規定に違反したことによりアイヌ総合センターの管理運営上支障があると認めるときは、当該入館者に対しては、アイヌ総合センターの使用を制限し、又は退館させることができる。

一部改正〔平成14年規則22号・17年118号〕

(模写品等の刊行等の承認)

第4条 条例第10条の承認を受けようとする者は、あらかじめ、別記第1号様式の模写品等刊行等承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、条例第10条の承認をしたときは、別記第2号様式の模写品等刊行等承認書を交付するものとする。

追加〔平成17年規則118号〕

(資料の貸出しの対象者)

第5条 条例第11条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人が設置する博物館及び美術館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館並びに同法第29条の規定により文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指定した博物館に相当する施設の長
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館の長
- (3) 国立の図書館及び図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の長
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長
- (5) その他知事が適当と認める者

一部改正〔平成13年規則1号・14年22号・17年118号〕

(貸出期間)

第6条 条例第11条第1項の規定によりアイヌ総合センター資料の貸出しをすることができる期間（以下「貸出期間」という。）は、30日以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、アイヌ総合センター資料の貸出期間を延長することができる。
- 3 指定管理者は、必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、アイヌ総合センター資料の返還を求めることができる。

一部改正〔平成14年規則22号・17年118号〕

(資料滅失等の届出等)

第7条 アイヌ総合センター資料の貸出しを受けた者が、当該アイヌ総合センター資料を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成14年規則22号・17年118号〕

(知事による管理)

第8条 条例第12条第1項の規定により知事がアイヌ総合センターの管理に係る業務を行う場合においては、第2条中「条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「知事」と、第3条、第6条第2項及び第3項並びに前条第1項中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、同条第2項の規定は、適用しない。

追加〔平成17年規則118号〕

附 則

この規則は、平成3年11月14日から施行する。

附 則（平成7年9月29日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月24日規則第22号）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成13年1月5日規則第1号抄）

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第22号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

附 則（平成17年10月28日規則第118号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別記第1号様式

(第4条関係)

一部改正〔平成7年規則71号・14年22号・17年118号〕

別記第2号様式

(第4条関係)

一部改正〔平成7年規則71号・14年22号・17年118号〕